令和８年第７回　入間市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和８年７月１７日（金）　開会　午後　２時４８分

２．開催場所　入間市役所　Ｃ棟５階　５０１会議室

３．出席委員（１１人）

会長	１２番　中島敦夫		
会長代理	１０番　久保田勝		
委員	１番　小澤正幸	２番　宮岡幸江	３番　清水　昇
	４番　中島伸吉	５番　清水裕司	７番　上原和子
	８番　中村勝雄	９番　荻野　実	１１番　野村雅紀

４．欠席委員（　１人）

６番　宮岡康光

５．早退委員（　０人）

６．議事日ほど

第１　議事録署名委員の指名　　７番　上原和子　　８番　中村勝雄

第２　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請の意見具申について

議案第３号　農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について

議案第４号　入間都市計画生産緑地地区の変更に係る協議について

報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出について

報告第２号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について

報告第３号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

７．農地利用最適化推進委員

間野　哲	的場利夫	三木康行
豊泉　隆	岩田　浩	田中　勲
宇津木保男	齋藤　勲	大室芳子

８．農業委員会事務局職員

事務局長　　新　宜之

主　　幹　　河西　多郎

９．その他の出席者

なし

１０．会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員１１名、農地利用最適化推進委員８名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第７回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、６番 宮岡康光委員、遅刻の届出は、岩田推進委員です。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日１日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第１３条第２項の規定により、７番 上原和子委員、８番 中村勝雄委員、以上２名を指名いたします。

○議長

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第３号につきましては、清水昇委員に対し、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくことになります。

それでは、議事に入ります。

議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、１番を議題といたします。

担当６番、宮岡康光委員ですが、本日欠席のため事務局から説明を願います。

○事務局

本日は、宮岡委員は欠席となりますが、説明原稿をお預かりしておりますので事務局で代読させていただきます。

議案第１号の１番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配付議案書のとおりです。

７月１５日に、大室推進委員とは別に申請地の状況確認を行い、また、譲受人から電話にて聞き取りを行いました。

申請地は、案内図のとおり、椿本チエイン南側にある農地です。

申請者は、地区内で４反以上を耕作する野菜農家です。

申請地は現在休耕地ですが、雑草が茂っている状態であったため、確認したところ、近日中に除草作業をするとのことでした。また、許可後は野菜畑として利用する計画とのことです。

譲受人は、申請地西側農地を野菜畑として利用しており、今後は一体で利用するとのことでした。

現在の耕作農地の状況や農機具所有状況などから、耕作することには支障ないと思われますが、ご審議のほどよろしくお願いします。代読原稿は以上となります。

○議長

ありがとうございました。

次に、大室芳子委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（大室芳子君）

西武地区推進委員の大室です。

７月１５日に、宮岡委員とは別に現地を確認しました。

宮岡委員からの説明のとおり、支障ないと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、農業経営の規模拡大を図るための許可申請でございます。

農地法第３条の許可検討事項について、ご説明いたします。

事務局で代読しました宮岡委員のご説明のとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、１５０日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、６，５４８㎡となります。

申請地は現在休耕地となっておりますが、許可後は野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

このことから、農地法第３条第２項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、２番を議題といたします。

担当８番、中村勝雄委員、説明を願います。

○農業委員８番（中村勝雄君）

８番、中村です。議案第１号の２番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配付議案書のとおりです。

７月１５日に、申請地の状況確認と、譲受人から現地で聞き取りを行いました。

申請地は案内図のとおり、宮寺地区西久保観音堂の西側にある農地です。

申請者は、親族所有農地で耕作する会社員です。

申請地は、親族と共に野菜や果樹を耕作しておりましたが、許可後も引き続き、野菜や果樹畑として利用する計画とのことです。

申請地は親族名義でしたが、譲受人も耕作しており、今までの農地の状況や農機具所有状況などから、耕作することには支障ないと思われますが、ご審議のほど宜しくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

７月１３日、中村委員とは別々に現地の確認をしてまいりました。

中村委員の説明の通り、支障はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、親族所有農地を新たに所有するための許可申請でございます。

農地法第３条の許可検討事項について、ご説明いたします。

中村委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、１５０日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、９６８㎡となります。

申請地は野菜・果樹畑として利用されておりましたが、許可後も野菜・果樹畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

このことから農地法第３条第２項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

はじめに、１番を議題といたします。

担当９番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員９番（荻野実君）

９番、荻野です。議案第２号の１番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配付議案書のとおりです。

７月１０日に、岩田推進委員とは別々に、申請地の状況を確認してまいりました。

申請地は案内図のとおり、県道所沢青梅線の北側で所沢市境にほど近い農地で、周辺は農地と住宅が混在する区域となっております。

申請地は現在、親族の所有する隣接農地を含め、休耕地となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおり、住宅用地の敷地拡張となります。隣接農地との境にはブロック積みを施し、進入路及び駐車場スペースは砂利敷きとするなど、雨水対策も講じられ隣接農地には影響が無いこと、敷地拡張の規模も過大ではないことなどから、農地転用申請はやむを得ないものと思われますが、ご審議のほど宜しくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

荻野委員の説明のとおり、支障はないと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、議案書申請理由に伴う駐車場のための農地転用許可申請です。

農地法第５条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地は、農用地区域内であったため、令和７年５月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和７年１１月２８日付で、農用地区域から除外されております。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第３種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、１０ヘクタールを超える集団農地となることから、第１種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第１種農地の不許可の例外については、「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地面積の２分の１を超えないものに限る）」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第３号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

農用地利用集積等促進計画の案により、使用貸借権の設定を受けるものについて事務局から説明を受け、皆様からのご意見をいただいた後に、計画案に対する農業委員会の意見を集約したいと思います。

なお、議事参与の制限の規定により、清水昇委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

（清水昇委員　退席）

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げます。

「議案第３号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１９条第３項の規定に基づき、借受申出案件（令和８年９月始期分）に係る農用地利用集積等促進計画の案について、意見を求めるもの。別紙１のとおり」でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。

別紙１の令和８年度第４回農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。

１番～４番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は、令和８年９月１日から令和１１年８月３１日までの３年となります。

次に５番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は、令和８年９月１日から令和１３年８月３１日までの５年となります。

次に６番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は、令和８年９月１日から令和１８年８月３１日までの１０年となります。

借受けに際し、今後、農業者の高齢化や相続等により農地の管理に困る方等が懸念される中、市内の農地を守っていきたいと考えており、借受け希望者への農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。

説明は以上でございます。

○議長

次に、議案第３号の１番を議題といたしますが、１番から４番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、１番から４番を一括審議といたします。

担当９番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員９番（荻野実君）

９番、荻野です。議案第３号１番から４番について、一括してご説明をいたします。

７月１０日に、宮寺地区にある４筆の農地の状況を、田中推進委員とは別々に確認してまいりました。

申請地は案内図のとおり、宮寺・二本木地区センター西側で農地が広がる区域となっております。現在は、トウモロコシと長ネギが植付けされており、適正に管理されておりました。

なお、権利の設定を行う土地は４筆に分かれておりますが、１枚の農地としての体裁となっております。利用権設定からの更新となります。

借受人は、市内で１．４ヘクタールほどの農地を耕作する基幹農家で、今後も普通畑として耕作していくことに支障ないと思われますので、ご審議のほど宜しくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

７月１３日、荻野委員とは別々に現地を確認してまいりました。荻野委員の説明のとおり、支障ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第３号の５番を議題といたします。

担当８番、中村勝雄委員、説明を願います。

○農業委員８番（中村勝雄君）

８番、中村です。

７月１５日に、二本木地区にある１筆の農地の状況を、宇津木推進委員とは別々に確認をしてまいりました。

借受人は、市内で６アール以上耕作する野菜農家です。

申請地は、東野高校の西側で、主要道路に面した立地も良い農地となっております。

現在は管理機で耕うんを適正になされており、今後、借受人が耕作していくことに問題ないことをご報告申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

二本木地区推進委員の宇津木です。

７月１４日、中村委員とは別々に現地を確認しました。

中村委員の説明のとおり、支障ないと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第３号の６番を議題といたします。

担当８番、中村勝雄委員、説明を願います。

○農業委員８番（中村勝雄君）

８番、中村です。

７月１５日に、宮寺地区にある１筆の農地の状況を、宇津木推進委員とは別々に確認をしてまいりました。

借受人は、市内及び住所地で２．７ヘクタール以上耕作する野菜農家です。

今回の申請地につきましては、現在休耕地ですが、借受け後は野菜畑として耕作する予定であり、今後、借受人が耕作していくことに問題ないことをご報告申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

二本木地区推進委員の宇津木です。

７月１４日、中村委員とは別々に現地を確認しました。

中村委員の説明のとおり、支障ないと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

ただいま１番から６番までの説明がありましたが、この件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願いいたします。

無いようですので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見なし」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、本件の協議の回答として、「特に意見なし」とすることに決定いたしました。

それでは、清水昇委員の入室をお願いします。

（清水昇委員　着席）

○議長

次に、議案第４号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る協議について、を議題といたします。

この議案については、はじめに、摘要欄に記載されている、市から協議依頼があった内容について、事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

それでは、１番について事務局から説明を願います。

○事務局

はじめに議案書を読み上げます。

議案第４号　入間都市計画生産緑地地区の変更に係る協議について。

土地所有者、廃止又は変更に係る土地の表示、生産緑地地区番号、摘要については、配付議案書のとおりです。

本案件の記載農地につきましては、相続人より市へ買取り申し出がありましたが、市は買取らず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、議案第４号１番については令和８年６月４日付で、２番の一部については令和８年６月５日付で、生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

このことから、生産緑地法施行規則第１条、並びに平成３年９月１０日付建設省都公緑発第７７号建設省都市局長通達により、生産緑地地区の変更又は廃止に関し農業委員会に意見を聴くことができるとの規定に基づき、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、１点目、「市内農地の減少について」、２点目、「周辺農地に与える影響について」、の２点になります。

この２点の内容について支障がないか審議をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○議長

次に、担当６番、宮岡康光委員ですが、本日欠席のため、事務局から説明を願います。

○事務局

本日宮岡委員が欠席のため、説明原稿をお預かりしておりますので、代読させていただきます。

議案第４号の１番についてご説明を申し上げます。

７月１５日、大室推進委員とは別々に申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、農地として適正に管理されている状況でした。

申請地周辺は、案内図のとおり、宅地化が進んでいる場所であり、宅地と農地が混在した区域になっております。

１点目の、市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから支障がないものと思われます。

２点目の、周辺農地に与える影響についてですが、周辺はすでに宅地化が進んでおり、特に影響がないものと考えられます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

代読原稿は以上でございます。

○議長

次に、大室芳子委員、西武地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（大室芳子君）

西武地区推進委員の大室です。

７月１５日、宮岡委員とは別に現地を確認しました。宮岡委員の説明のとおり、支障ないかと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、この件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願いいたします。

無いようですので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、協議依頼があった「市内農地の減少について」と「周辺農地に与える影響について」は「支障なし」と回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、本件の協議依頼の回答として、「支障なし」とすることに決定いたしました。

次に、２番について事務局から説明を願います。

○事務局

議案第４号２番について、ご説明させていただきます。

内容につきましては、先ほど１番の中で説明させていただきましたとおり、２番の一部が令和８年６月５日付けで、生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されたことにより、意見を求められているものでございます。

こちらにつきましても求められている意見の内容は、１点目、「市内農地の減少について」、２点目、「周辺農地に与える影響について」、この２点の内容について、支障がないか審議をお願いするものです。説明は、以上でございます。

○議長

次に、担当５番、清水裕司委員、説明を願います。

○農業委員５番（清水裕司君）

５番、清水です。議案第４号の２番についてご説明を申し上げます。

７月１２日に、齋藤推進委員とは別々になりましたが、申請地の状況などを確認してきました。

申請地周辺は宅地化が進んでいる場所であり、片方は宅地に囲まれた区域、もう片方は宅地と農地が混在した区域になっております。

１点目の、市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから、支障はないものと思われます。

２点目の、周辺農地に与える影響についてですが、周辺は既に宅地化が進んでおり、特に影響はないものと考えられます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、齋藤勲委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（齋藤勲君）

藤沢地区推進委員の齋藤です。

７月１５日、現地を確認いたしました。

清水委員の説明のとおり、支障ないかと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、この件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願いいたします。

無いようですので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、協議依頼があった「市内農地の減少について」と「周辺農地に与える影響について」は「支障なし」と回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございますので、本件の協議依頼の回答として、「支障なし」とすることに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第３条の３の規定による届出については１１件、同法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出については２件、同法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出については６件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規ほど、第３条の規定により専決処分され、同規ほど第５条により報告第１号、第２号、第３号のとおり報告がありました。

これで付議された議案はすべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会　午後３時２３分